

令和3年第1回取手市議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年 1月20日（水）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 令和2年度取手市一般会計補正予算（第9号）

日程第5 議案第2号 令和2年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

地方自治法第121条により令和3年第1回臨時会への出席を求めた者及び委任を受けた説明員

1. 出席を求めた者

取手市長	藤井信吾
------	------

取手市教育長	伊藤哲
--------	-----

2. 委任を受けた説明員

副市長	吉田雅弘
政策推進部長	井橋貞夫
財政部長	牧野妙子
福祉部長	稲葉芳弘
健康増進部長	大野安史
まちづくり振興部長	野口昇
建設部長	前野拓
都市整備部長	齋藤嘉彦
会計管理者	稲見忠
総務部長	秋山和也
人事部長	軽部幸雄
政策推進部政策推進課長	彦坂哲
財政部財政課長	中村有幸
健康増進部健康づくり推進課長	樋口康代
保健センター長	助川直美
まちづくり振興部産業振興課長	海老原輝夫
政策推進部政策推進課副参事	高中誠

教育委員会	教育部長	田中英樹
-------	------	------

消防本部	消防長	中村健二
------	-----	------

令和3年第1回取手市議会臨時会会期日程

日次	期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事	備考
1	1/20	水	本会議	午前10時	開会、議案上程・提案理由説明・質疑・ 討論・採決、閉会	

取市発第447号
令和3年1月14日

取手市議会議長
齋藤久代 殿

取手市長 藤井信吾

地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分について（報告）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として下記のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告します。

記

専決処分第23号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）当該事故現場で浮き上がった縁石を撤去するとともに、道路の舗装作業を再度実施しました。

専決処分第24号 損害賠償の額を定め和解することについて

専決処分第25号 損害賠償の額を定め和解することについて

（事故後の対応）各案件の当事者である市職員に対しては、安全運転管理者及び所属長から、余裕を持った運転を心がけ、安全運転により一層努めるようそれぞれ指導しました。

専決処分第23号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和2年12月15日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する道路における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和2年9月8日午後6時45分頃、取手市戸頭278番地先の市道において、相手方所有の自動車が走行していたところ、当該道路に埋め込まれていた縁石が浮き上がっており、その縁石に当該車両の車輪が接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 37,488円 (過失割合 市100 : 相手方0)

専決処分第24号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和2年12月21日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和2年11月19日午後5時頃、取手市井野1264番地1の取手市消防本部庁舎裏駐車場内において、市職員が操縦訓練のため重機搬送車を後退させたところ、後方に駐車していた相手方の車両と接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 302,750円(過失割合 市100:相手方0)

専決処分第25号

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和2年12月23日

取手市長 藤井信吾

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、自動車事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和2年11月5日午後5時頃、取手市寺田5139番地の取手市役所職員駐車場内において、市職員が駐車するために公用車を後退させたところ、隣に駐車していた相手方の車両と接触し、当該車両を損傷したものである。

3 損害賠償額 47,600円 (過失割合 市100:相手方0)